

65	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (平成28年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「海外展開支援」 海外展開を目指す中小企業の資金調達に幅広く活用できるメニューを創設し、信用保証料の1/2を補助 ・「創業」 創業後5年未満までの様々な資金調達に活用できる「創業融資」の融資利率を一律0.2%引き下げ ・「事業承継」 事業承継期の幅広い資金調達に活用できる「事業承継」において、商工団体等から支援を受けた場合、金利を0.2%優遇する「事業承継支援特例」を創設 ・「政策特別融資」 新たに2つの融資メニュー（経営基盤強化）を追加 (平成29年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「事業一般」 「ビジネスチャンス・ナビ2020」を活用して受注機会の拡大を目指す中小企業の資金調達に活用できる「ビジネスチャンス・ナビ2020 連携特例」を創設 ・「経営支援特例」 中小企業支援機関の経営支援を受けて改善計画を策定した場合、「経営支援融資」の信用保証料の負担を一層軽減する特例メニューを創設 (平成30年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「創業」 融資限度額を3,500万円に拡充（自己資金なしの場合は2,000万円）。融資利率を最大で0.3%引き下げ（責任共有制度対象外のみ）。 ・「事業承継」 一定の財務要件を満たした場合に、経営者の個人保証を不要とする特例メニューを創設。事業承継を受けた経営者の方が、株式取得等のため個人でも活用できるよう対象を拡充。 ・「経営支援」 経営改善をサポートするメニューを使い易く統合（最大で信用保証料の3分の2を補助） ・「小口」 融資限度額を2,000万円に拡充 ・「危機関連」 危機時に一般保証とは別枠で100%保証を受けられる融資メニューを創設 	

現在の進行状況	<p>平成 31 年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、次のとおり制度改正等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革支援」 東京都の事業を活用し、働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる融資メニューを創設し、信用保証料の 1/2 を補助（テレワークに取り組む場合は 2/3 を補助） ・「小口短期」 運転資金に対応した、融資期間 1 年以内の一括返済が可能で、1 年毎の更新により、返済せずに継続利用できる融資メニューを創設 ・「事業承継」 M&A により事業承継に取り組む中小企業に対し、融資限度額 2,500 万円、融資期間 3 年以内の一括返済が可能な特例メニューを創設 ・「設備投資・企業立地促進」 設備投資の融資期間の上限を最長の 15 年に拡大し、設備資金に付随する運転資金も新たに対象となるよう拡充 ・「経営支援」 東京信用保証協会が開催し、取引金融機関が一堂に会する「経営サポート会議」を経て、中小企業が改善計画を策定した場合の融資期間の上限を、最長の 15 年となるよう拡充 	
今後の見通し	<p>中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも中小企業者にとって、分かりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4877